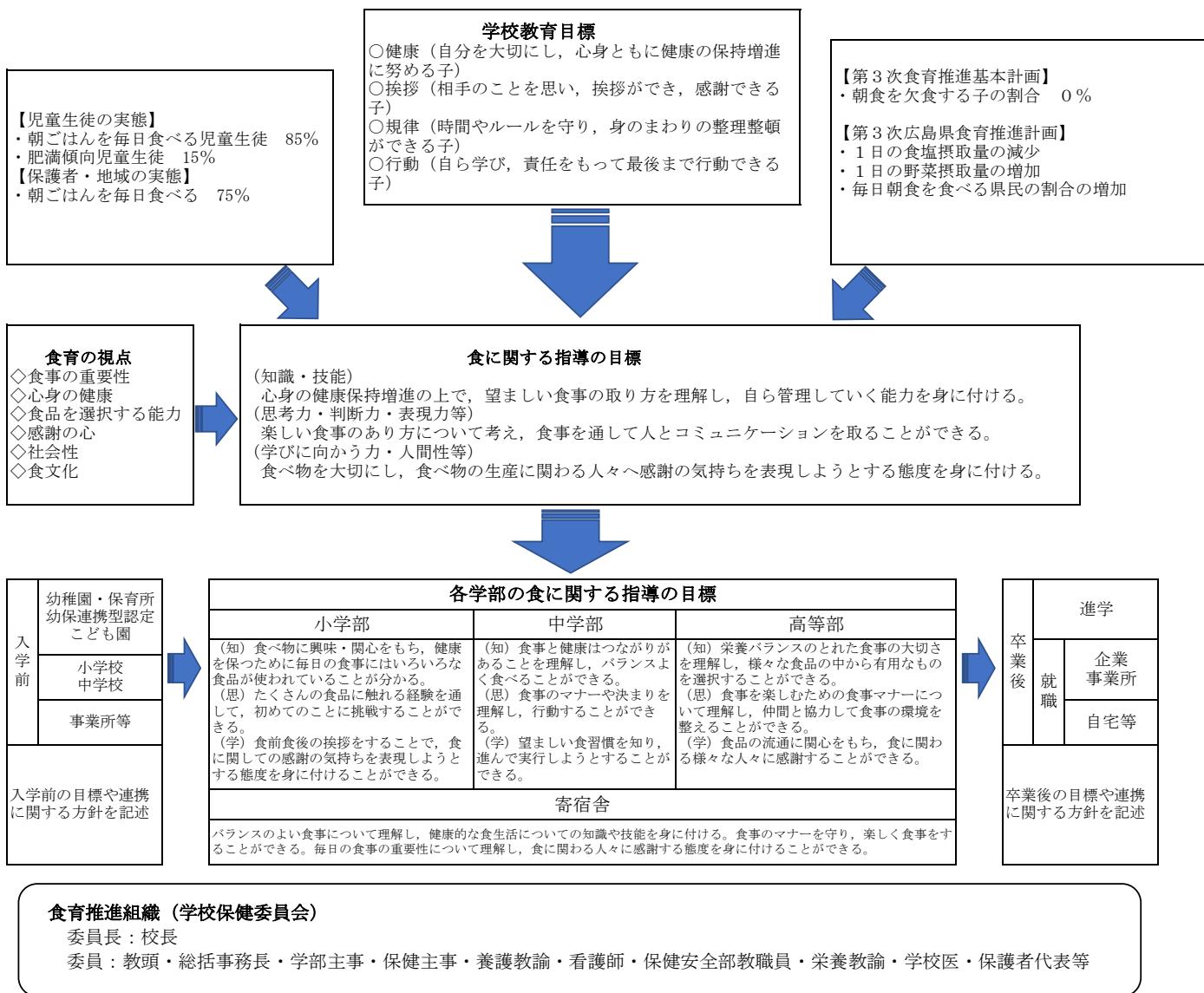


＜小・中・高等学校に準じた教育を行う場合＞ 食に関する指導の全体計画①



## 食育推進組織（学校保健委員会）

委員長：校長

委員：教頭・総括事務長・学部主事・保健主事・養護教諭・看護師・保健安全部教職員・栄養教諭・学校医・保護者代表等

食に関する指導

- 教科等における食に関する指導：関連する教科等において食に関する指導の観点を位置付けて指導  
社会、理科、生活、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、自立活動、各教科を合わせて行う指導
  - 給食の時間における食に関する指導：[ 食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認  
給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得 ]
  - 個別的な相談指導：肥満・やせ傾向、食物アレルギー、疾患、偏食  
個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別の栄養相談（児童生徒、保護者）

地場産物の活用

地場産物の校内放送等、給食時の指導充実、教科等の学習や体験活動との関連を図る。

自立活動や作業学習との関連、委託業者や納入業者との交流

作業学習やクラス等で育てた野菜の給食への活用と校内掲示

寄宿舎との連携

1日を通しての一貫した指導支援、寄宿舎献立の発行、お誕生日献立、行事食、日常生活の体験（おやつ作り、食事作り等）

### 家庭・地域・事業所等との連携

学校運営協議会、積極的な情報発信、ホームページへの掲載等

食育推進の評価

- ・活動指標：食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整  
・成果指標：児童生徒の実能、保護者・地域の実能